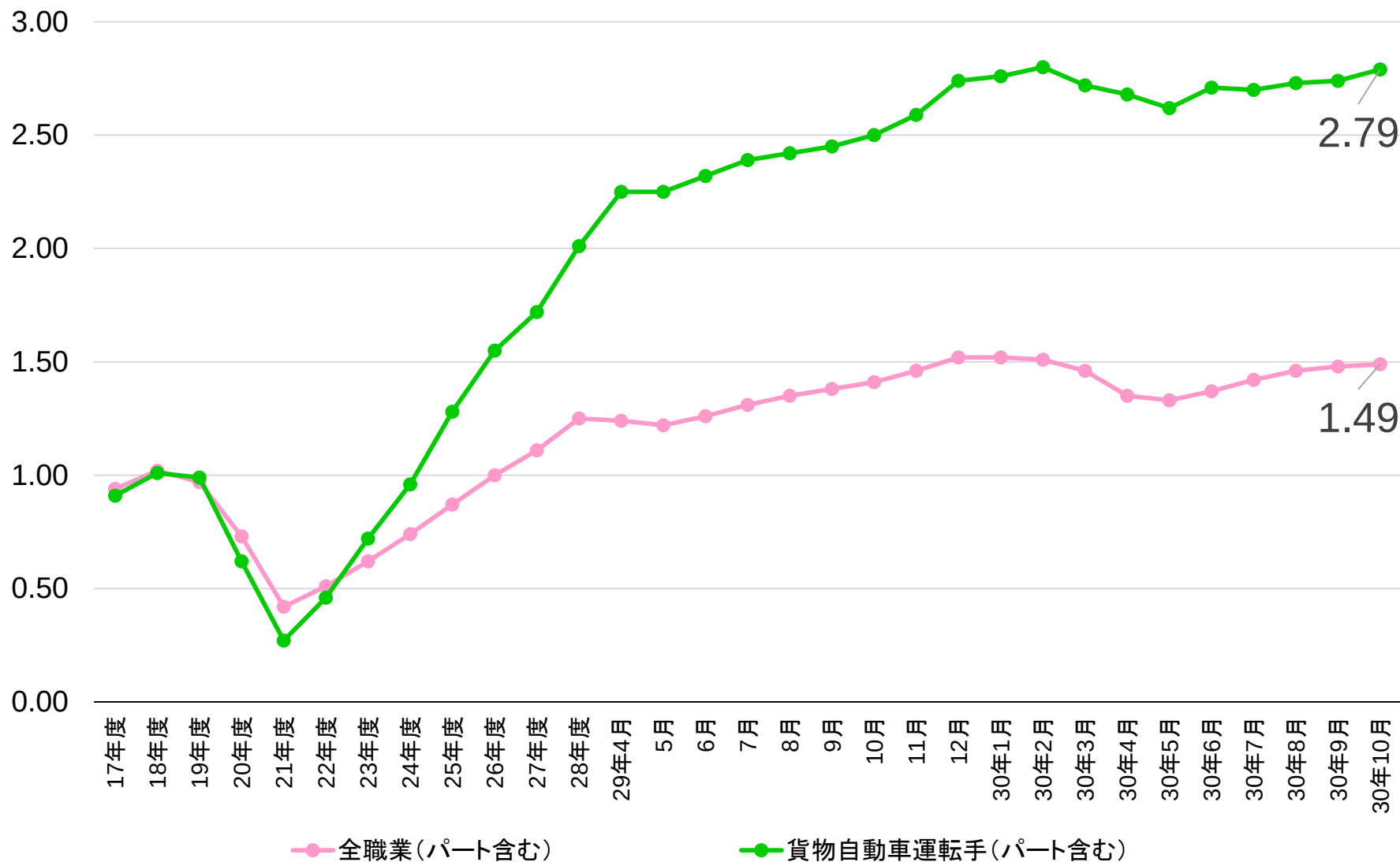


トラック運送業の現状等について

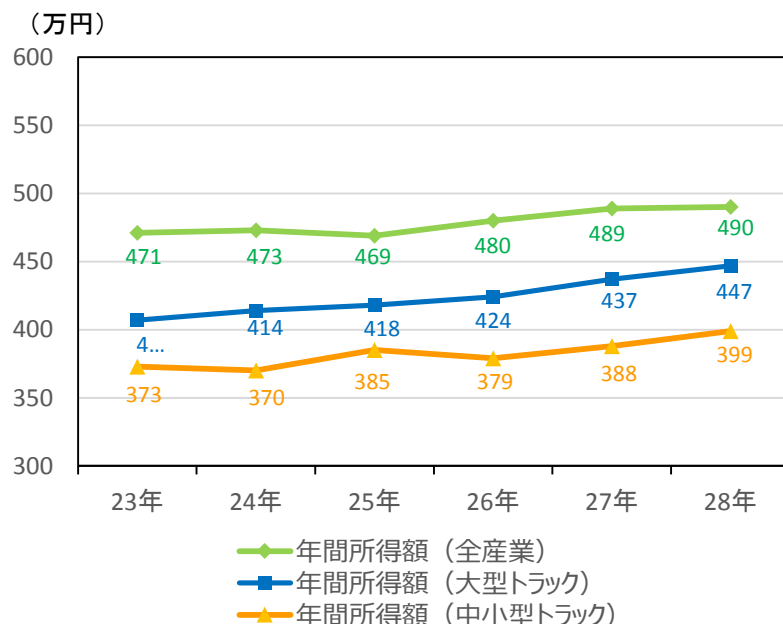
有効求人倍率の推移

(倍)



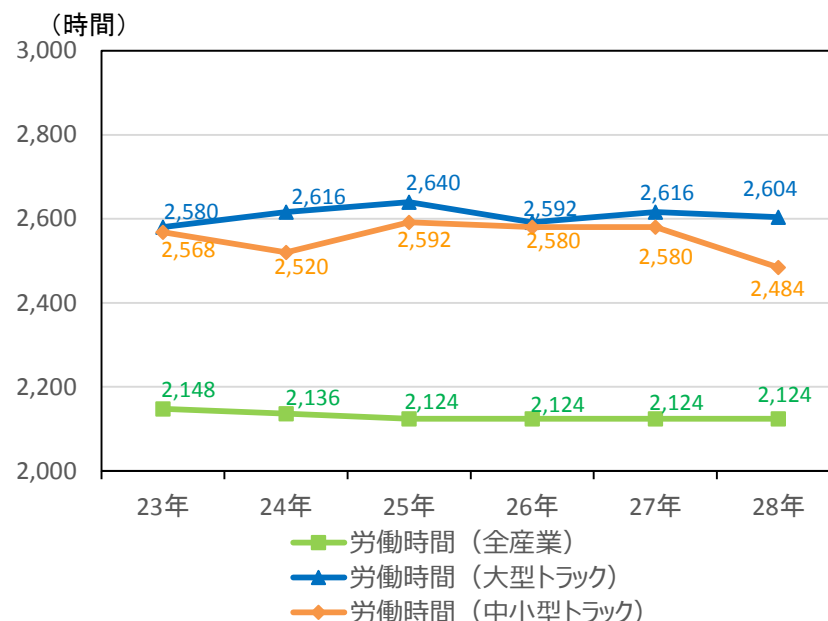
➤トラックドライバーは、全産業と比較して低賃金・長時間労働
→人手不足の解消に向けては、**労働条件の改善が不可欠**。

【年間所得額の推移】（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」）



トラックドライバーの年間所得額は、全産業平均と比較して、大型トラック運転者で約1割低く、中小型トラック運転者で約2割低い。

【年間労働時間の推移】（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」）

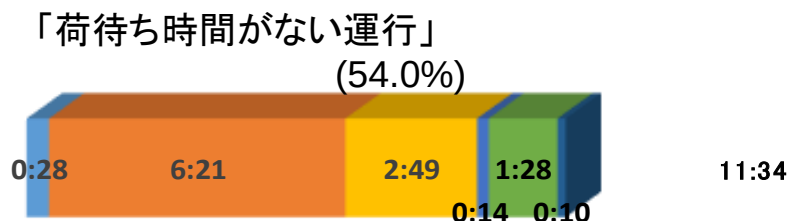
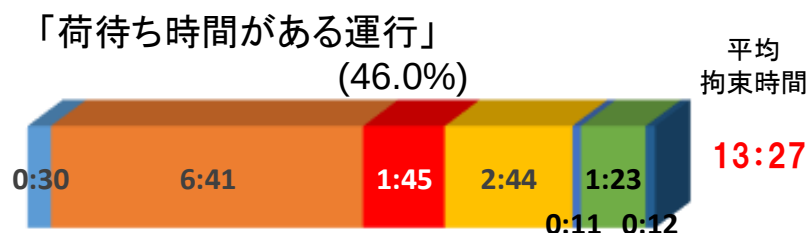


トラックドライバーの年間労働時間は、全産業平均と比較して、大型トラック運転者で約1.22倍、中小型トラック運転者で約1.16倍。

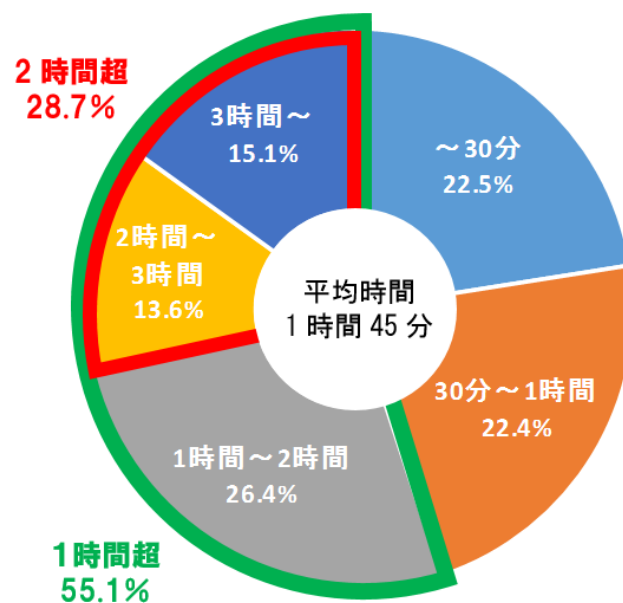
トラックドライバーの労働条件②

- トラックドライバーの長時間労働の要因のひとつは、荷主庭先での長時間の荷待ち時間・荷役時間
- 荷主企業と運送事業者が一体となって、**荷待ち時間の削減、荷役作業の効率化等**長時間労働の改善に取り組むことが重要

1運行の平均拘束時間とその内訳
(荷待ち時間の有無別)



1運行あたりの荷待ち時間の分布

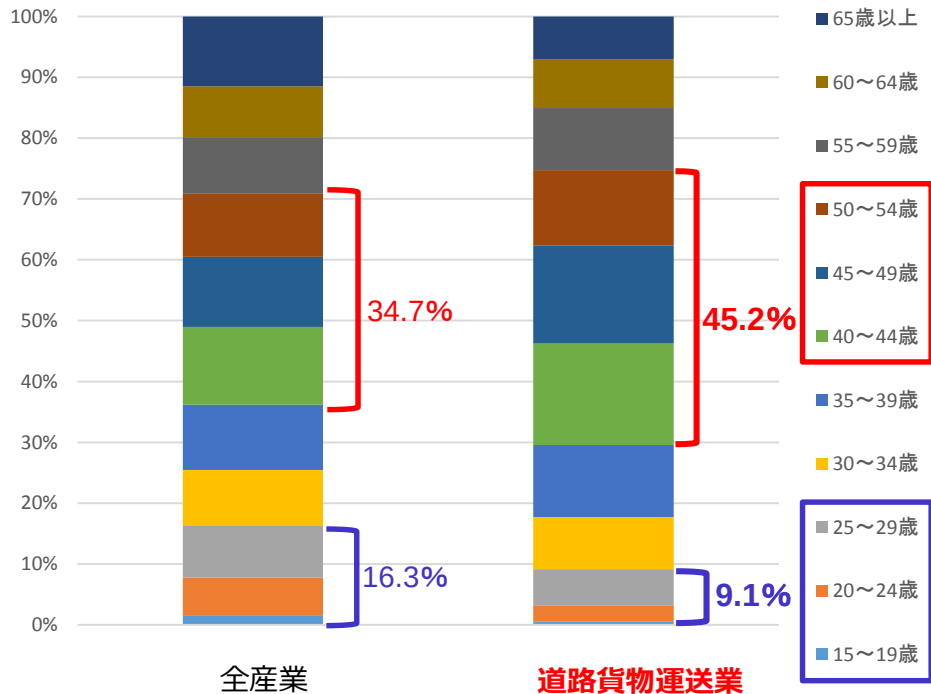


出典:トラック輸送状況の実態調査
(H27)

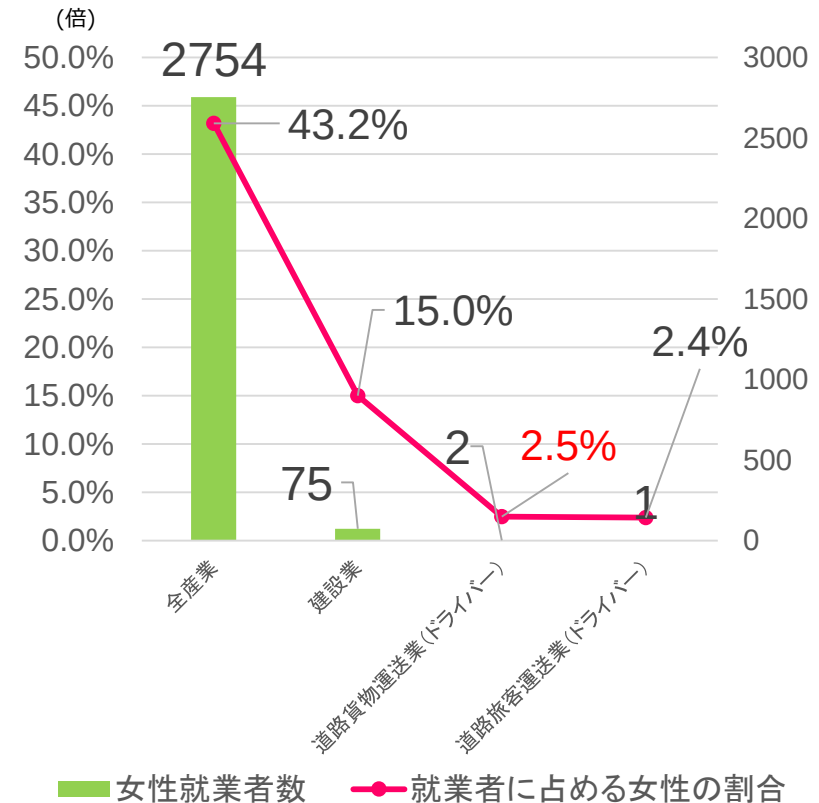
■ 点検等 ■ 運転 ■ 荷待 ■ 荷役
■ 付帯他 ■ 休憩 ■ 不明

- トラック業界で働く人のうち、約45.2%は40～54歳。
- 一方、29歳以下の若年層は全体の10%以下。
- 女性の割合は2.5%と、全産業と比べて極めて低い状況。

【就業者の年齢構成】（総務省「労働力調査」（H27））



【女性の進出状況】



自動車運送事業における時間外労働規制の見直し

- 今般、総理、関係閣僚及び有識者から構成される「働き方改革実現会議」において、「働き方改革実行計画」が策定され（平成29年3月28日）、長時間労働の是正を図る観点から、時間外労働について罰則付きの上限規制が導入されることとなり、自動車の運転業務についても、改正法施行の5年後に、年960時間（＝月平均80時間以内）の上限規制を適用することとなった。
- 自動車の運転業務についての見直しにあたってのポイントは以下のとおり。
 - ①十分な猶予期間の設定 ②段階的实施（年960時間以内の規制で適用開始。将来的には一般則の適用を目指す。）
 - ③長時間労働を是正するための環境整備を強力に推進

	現行規制	見直しの内容「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日決定）
原則	《労働基準法で法定》 (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害復旧や大雪時の除雪など、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能（労基法33条）	《同左》
↓ 36協定の 限度	《厚生労働大臣告示：強制力なし》 (1) ・原則、月45時間かつ年360時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし（年6か月まで）（特別条項） (2) ・ <u>自動車の運転業務は、（1）の適用を除外</u> ・別途、改善基準告示により、拘束時間等の上限を規定（貨物自動車運送事業法、道路運送法に基づく行政処分の対象）	《労働基準法改正により法定：罰則付き》 (1) ・原則、月45時間かつ年360時間 ・特別条項でも上回ることの出来ない年間労働時間を設定 ① <u>年720時間</u> （月平均60時間） ② <u>年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定</u> a. 2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内 b. 単月100時間未満 c. 原則（月45時間）を上回る月は年6回を上限 (2) 自動車の運転業務の取り扱い ・施行後5年間 現行制度を適用（改善基準告示により指導、違反があれば処分） ・ <u>施行後5年以降 年960時間</u> （月平均80時間） ・将来的には、一般則の適用を目指す

ポイント3

※関係省庁横断的な検討の場を設け、生産性の向上、多様な人材の確保・育成等の長時間労働是正の環境整備のための行動計画を策定・実施

開催趣旨

自動車運送事業(トラック・バス・タクシー事業)について、省庁横断的な検討を行い、長時間労働を是正するための環境を整備することを目的とした関連制度の見直しや支援措置に関する行動計画の策定及び実施を総合的かつ計画的に推進するため、自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議を開催する。

構成

議長：野上 浩太郎 内閣官房副長官
議長代理：大塚 高司 国土交通副大臣
副議長：古谷 一之 内閣官房副長官補（内政）
構成員：内閣府政策統括官（経済財政運営担当）
警察庁交通局長
財務省大臣官房総括審議官
厚生労働省労働基準局長
農林水産省食料産業局長
経済産業省大臣官房商務・サービス審議官
国土交通省自動車局長
環境省地球環境局長

検討の視点

1. 労働生産性の向上

- ・短い時間で効率的に運ぶ
- ・たくさん運んで、しっかり稼ぐ
- ・運転以外の業務も効率化 等

2. 多様な人材の確保・育成

- ・力仕事・泊まり勤務等からの解放
- ・誰でも働きやすい職場づくり
- ・免許を取る人を増やす 等

3. 取引環境の適正化

- ・荷主・元請の協力の確保
- ・運賃・料金の適正収受 等

スケジュール

平成29年6月29日 第1回 現状と課題、今後の進め方 等
8月28日 第2回 「直ちに取り組む施策」の取りまとめ
平成30年2月20日 第3回 取組の進捗状況、政府行動計画の策定方針
5月30日 第4回 「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」の決定 等

「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」の概要

－「運び方改革」と安全・安心・安定(3A)の職業運転者の実現－

2018.5.30
関係省庁
連絡会議
決定

背景・現状

- ・トラック・バス・タクシーの運転者は、全職業平均に比べ、年間労働時間が1～2割長いにも関わらず、年間賃金は1～3割低い状況。
- ・2017年度の「自動車運転の職業」の有効求人倍率は、2.81倍と運転者不足が深刻。
（「職業計」は1.38倍）



物流の停滞や、生活交通路線の廃止・減便、観光客輸送への支障など、生じる恐れ。



政府行動計画の内容

○計画期間

計画の策定の日から自動車の運転業務に対する罰則付きの時間外労働の上限規制の適用開始（2024年4月1日予定）までの期間。

○数値目標

- （目標1）2023年度末までのできるだけ早い時期に全ての事業者が一箇月の拘束時間の限度及び休日労働の限度に関する基準を遵守している状態。
- （目標2）2024年度末までのできるだけ早い時期に全ての事業者の全ての運転者の時間外労働が年960時間以内となっている状態。

○取り組む施策の概要

以下のような観点から88施策を記載（別紙参照）

Ⅰ.長時間労働是正の環境整備

- （1）労働生産性の向上
- （2）多様な人材の確保・育成
- （3）取引環境の適正化

Ⅱ.長時間労働是正のためのインセンティブ・抑止力の強化

○計画の実効性の確保

主に以下の指標をモニタリングしていく。

労働時間、賃金、運転者の需給、運転者の構成

働き方改革の実現に向けた方針

自動車運送事業の働き方改革の実現と運転者不足の解消には、**荷主企業**や**国民**などの様々な**関係者の理解と協力**が必要不可欠。

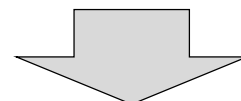
○荷主企業に対しては

以下の視点から改めて確認・点検を要請。

- ・自社の業務運営が**運転者に過度の負担**を与えてしまっていないか。
- ・**出荷量の偏りを平準化、入出荷を集約化**するなど、必要となるトラックの**稼働台数を節減**できないか。
- ・運送事業者からの具体的な改善提案に対し、協議に応じているか。

○国民や企業には

宅配便の**再配達**の削減や**引越時期の分散**について協力を要請。



我が国の自動車運送の現場を、**女性や高齢の運転者**も活躍しやすい、より**ホワイトな労働環境**に変えていき、**必要な運送サービスを安定的に確保**。

「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」の概要

ー長時間労働にブレーキ、生産性向上にアクセルー

～「運び方改革」と3 A（安全・安心・安定）労働の実現に向けた88施策～

自動車の運転業務への罰則付きの時間外労働の上限規制の導入（2024年4月予定）に向け、政府を挙げて以下の取組を強力に推進。

I. 長時間労働是正の環境整備

「★」を付した施策は、「直ちに取り組む施策」
（2017年8月）以降の追加施策

（１）労働生産性の向上

①輸送効率の向上【警・農・経・国・環】

- ・輸送分野別の取組の強化★
- ・長時間労働を是正するためのガイドラインの作成・見直し
- ・トラック予約受付システムの導入促進（荷待ち時間短縮）
- ・機械荷役への転換促進（荷役時間短縮）
- ・高速道路の有効活用（走行時間短縮）
- ・宅配ボックスの普及促進（再配達削減）
- ・ダブル連結トラックの導入促進（車両の大型化）

②潜在需要の喚起による収入増加【国】

- ・インバウンド需要の取り込み★
- ・タクシーの配車アプリを活用した新サービス導入

③運転以外の業務も効率化【国】

- ・IT点呼の更なる導入拡大★

（２）多様な人材の確保・育成

①働きやすい環境の整備【厚・農・国】

- ・女性ドライバー等が運転しやすいトラックのあり方の検討★
- ・中継輸送の普及促進（泊まり勤務を日帰り勤務に）
- ・機械荷役への転換促進（力仕事からの解放）（再掲）

②運転者の確保【警・厚・国】

- ・第二種免許制度の在り方についての検討
- ・大型一種免許取得の職業訓練の実施

（３）取引環境の適正化

①荷主・元請等の協力の確保【厚・農・経・国】

- ・「ホワイト物流」実現国民運動（仮称）の推進★
- ・輸送分野別の取組の強化★（再掲）
- ・引越運送における人手不足対策の推進★

②運賃・料金の適正収受【国】

- ・標準運送約款の改正趣旨の浸透促進★
- ・トラック事業者・荷主のコスト構成等への共通理解の形成促進★

II. 長時間労働是正のためのインセンティブ・抑止力の強化

①「働き方改革の実現に向けたアクションプラン」の実現支援【国】
事業者団体による取組を支援

②ホワイト経営の「見える化」【国】
ホワイト経営に取り組む事業者の
認証制度の創設

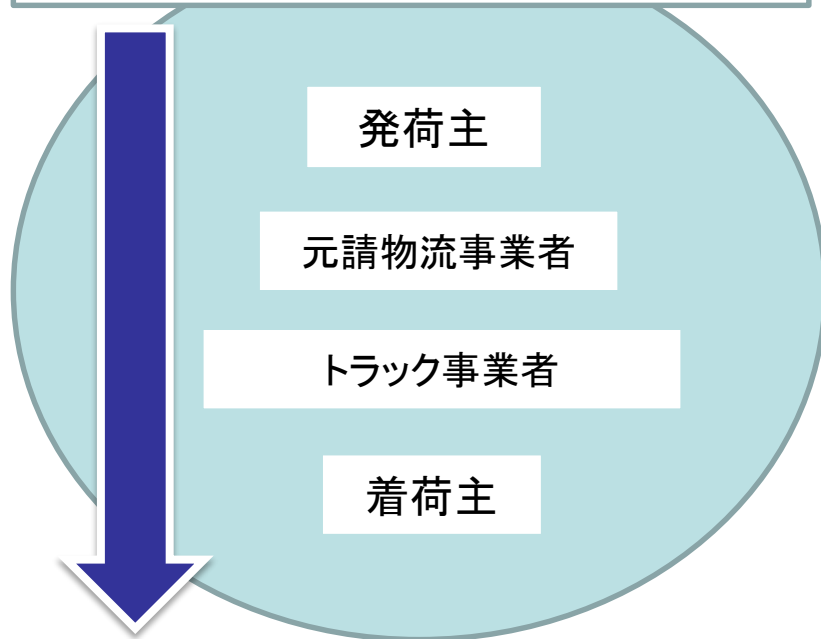
③労働時間管理の適正化の促進【国】
ICTを活用した運行管理の普及方策の
検討・実施★

④行政処分の強化【国】
新処分基準による行政処分の実施

「ホワイト物流」実現国民運動(仮称)

- 運転者不足に対応し、我が国の産業活動や国民生活に必要な物流機能を安定的に確保するため、農林水産省、経済産業省、国土交通省等の関係省庁と荷主や物流事業者の関係団体、労働組合等が連携し、労働生産性の向上と、女性や高齢者を含む多様な人材が現場労働者として活躍できる労働環境の実現に取り組む運動を強力に推進する。
- 今後、関係者との調整を速やかに進め、本年秋頃までに「ホワイト物流」実現国民運動(仮称)の推進体制を立ち上げるとともに、順次、運動の拡大・深化を図っていくこととする。

～物流プロセス全体で取組を展開～



運動のイメージ

- 関係者にて調整の上、発・着の荷主、元請物流事業者等の関係者が、今後取り組むべき事項や具体的な推進方策をとりまとめ、公表・実施。

(取り組みイメージ)

トラック予約受付システムの導入
ドライバーの手荷役作業の軽減
下請は二次下請まで 等

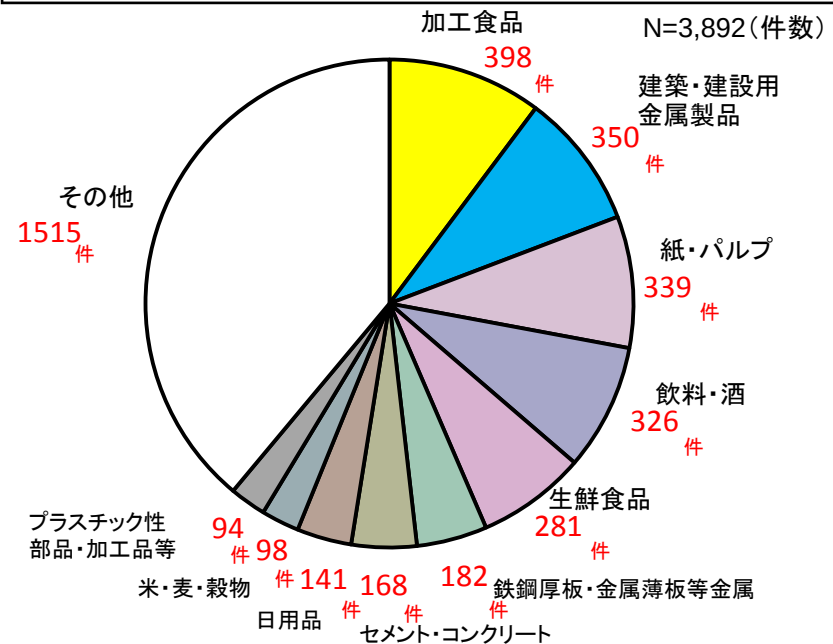
- 好取組の情報発信・横展開
- 政府行動計画のフォローアップ結果を踏まえ、必要に応じ推進方策等を見直し。

- 他の産業と比較して長時間労働・低賃金の状況にあるトラック運送業の将来の担い手を確保するためには、荷主等の理解・協力なども得つつ、取引慣行上の課題も含めてサプライチェーン全体で解決を図っていく必要がある。
- 一方、輸送品目によって輸送等の特性が異なる面があり、輸送品目に応じて検討を実施することが効果的な面がある。
- このため、荷待ち件数が特に多い分野等について、それぞれ課題の抽出を図るとともに、各都道府県ごとに発着荷主及び運送事業者が参画して長時間労働の改善を図るために実施したパイロット事業のノウハウの展開等を行う。

検討事項のイメージ

- ・現在生じている課題についての関係者間の認識の共通化
- ・輸送品目ごとのサプライチェーン全体における生産性向上等に関する課題の抽出
- ・改善策について、パイロット事業により得られたノウハウも活用しつつ関係者間で検討・検証
- ・改善策についての展開・浸透

30分以上の荷待ち時間が生じた件数(輸送品目別)



トラック運送業の適正運賃・料金検討会

○自動車局においては、トラック運送事業者の取引環境の改善及び長時間労働の抑制に取り組むため、平成27年度、厚生労働省と共同で、荷主も構成員に含めた「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を設置。

○同協議会における取引環境改善に向けた議論に先立ち、適正運賃・料金収受に関する議論の論点整理や方向性に関する助言を行うための場として、平成28年7月に「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を設置。第4回検討会までの議論を踏まえ、平成29年8月4日に標準貨物自動車運送約款等を改正し同年11月4日に施行。

○平成29年12月20日に開催した第5回検討会以降、持続可能なトラック事業運営等のために必要なコスト構成等についてのトラック事業者・荷主の双方における共通かつ適切な理解の形成を促すための方策等について検討。

「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」委員

委員

【学識経験者】

- ・ 藤井 聡 京都大学工学部工学研究科教授（座長）
- ・ 野尻 俊明 流通経済大学学長
- ・ 苦瀬 博仁 流通経済大学流通情報学部教授
- ・ 柳澤 宏輝 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）

【行政】

- ・ 平嶋 隆司 国土交通省自動車局貨物課長
- ・ 伊藤 博信 国土交通省総合政策局参事官（物流産業）
- ・ 藤枝 茂 厚生労働省労働基準局労働条件政策課長
- ・ 伊奈 友子 経済産業省商務・サービスグループ物流企画室長
- ・ 宮浦 浩司 農林水産省食料産業局食品流通課長

オブザーバー

【荷主】

- ・ 上田 正尚 （一社）日本経済団体連合会産業政策本部長
- ・ 五十嵐克也 日本商工会議所流通・地域振興部長
- ・ 黒川 毅 日本機械輸出組合理済貿易円滑化委員会委員長

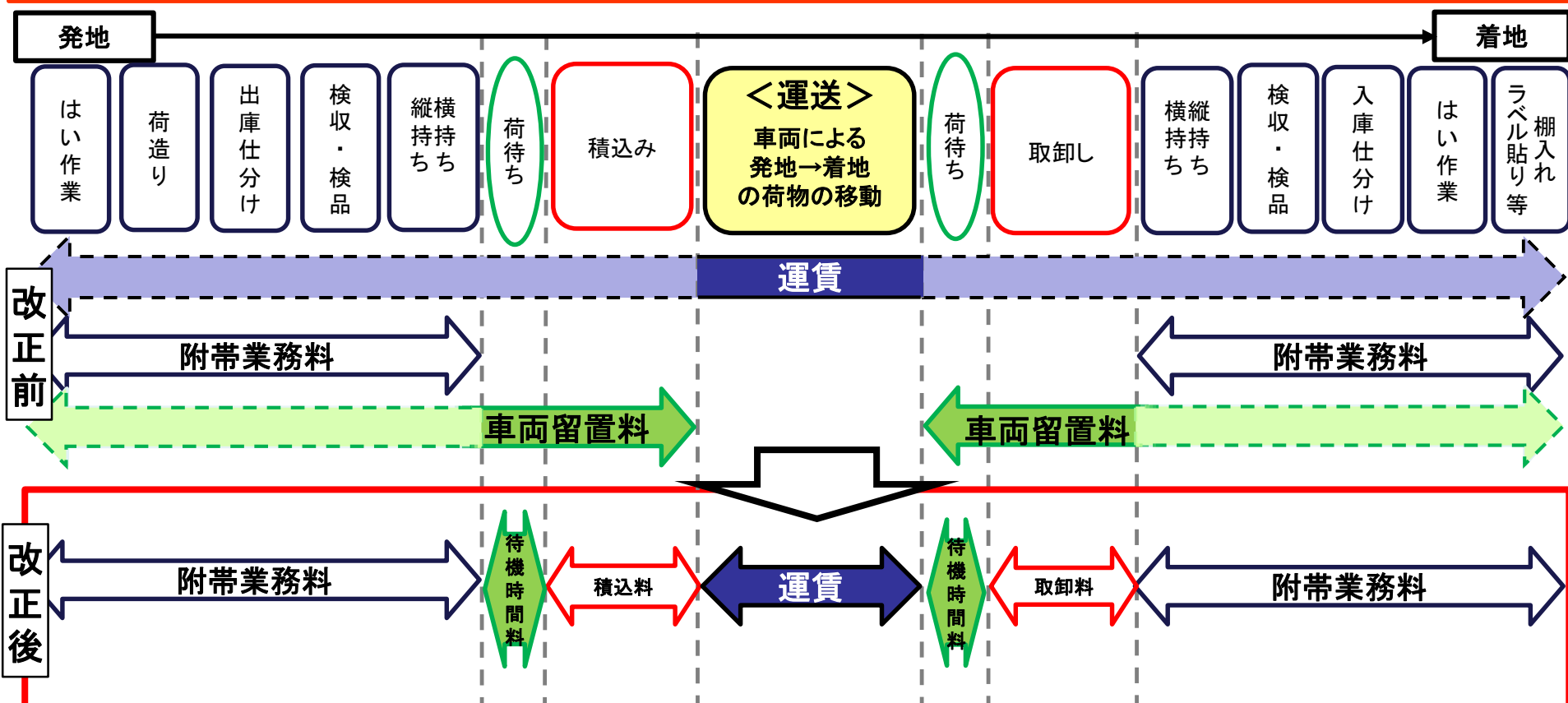
【トラック運送業】

- ・ 坂本 克己 （公社）全日本トラック協会会長
- ・ 馬渡 雅敏 （公社）全日本トラック協会副会長

【労働組合】

- ・ 難波 淳介 全日本運輸産業労働組合連合会 中央執行委員長
- ・ 山口 浩一 全国交通運輸労働組合総連合 中央執行委員長

- 運賃が運送の対価であることを明確化するため、運賃の範囲を明確化する通達を発出。
- 適正な運賃・料金を収受するための方策として標準貨物自動車運送約款を以下の通り改正。
- ①荷送人が運送依頼をする際に作成する運送状等の記載事項について、「待機時間料」、「積込料」、「取卸料」等の料金の具体例を規定。
- ②荷待ちに対する対価を「待機時間料」とし、発地又は着地における積込み又は取卸しに対する対価を「積込料」及び「取卸料」とそれぞれ規定。
- ③附帯業務の内容に「横持ち」、「縦持ち」、「棚入れ」、「ラベル貼り」及び「はい作業」を追加。^(※) 等



(※)はい作業: 倉庫等において袋や箱を一定の方法で規則正しく積み上げたり、積み上げられた荷をくずしたりする作業

(運送約款)

- 第十条 一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準によって、これをしなければならない。
- 一 荷主ともの正当な利益を害するおそれがないものであること。
 - 二 少なく運賃及び料金の收受並びに一般貨物自動車運送事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。
- 3 国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合(これを変更して公示した場合を含む。)において、一般貨物自動車運送事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

(荷主への勧告)

- 第六十四条 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者若しくは特定貨物自動車運送事業者(以下「一般貨物自動車運送事業者等」という。)が第十七条第一項から第四項まで(第三十五条第六項において準用する場合を含む。)の規定に違反したことにより第二十三条(第三十五条第六項において準用する場合を含む。)の規定による命令をする場合又は一般貨物自動車運送事業者等が第三十三条第一号(第三十五条第六項において準用する場合を含む。)に該当したことにより第三十三条(第三十五条第六項において準用する場合を含む。)の規定による処分をする場合において、当該命令又は処分に係る違反行為が荷主の指示に基づき行われたことが明らかであるときその他当該違反行為が主として荷主の行為に起因するものであると認められ、かつ、当該一般貨物自動車運送事業者等に対する命令又は処分のみによっては当該違反行為の再発を防止することが困難であると認められるときは、当該荷主に対しても、当該違反行為の再発の防止を図るため適当な措置を執るべきことを勧告することができる。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定による勧告をするときは、あらかじめ、当該勧告の対象となる荷主が行う事業を所管する大臣の意見を聴かなければならない。

トラックドライバーの長時間労働を改善し、輸送の安全の確保を図るべく、荷待ち時間の実態を把握するとともに、荷待ち時間を生じさせている荷主への勧告等の発動に係る確認の一助等とするため、荷待ち時間記録等を新たにトラック運送事業者に義務付ける省令改正（貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令）を行い、平成29年7月1日から施行しているところ。

○ 改正の概要

(1) 荷待ち時間等の記録の義務付け（輸送安全規則第8条関係）

トラックドライバーが車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のトラックに乗務した場合、ドライバー毎に、

- ・集貨又は配達を行った地点（以下「集貨地点等」という。）
 - ・集貨地点等に到着した日時
 - ・集貨地点等における荷積み又は荷卸しの開始及び終了の日時
- 等について記録し、1年間保存しなければならないこととする。

(2) 適正な取引の確保（輸送安全規則第9条の4関係）

輸送安全規則第9条の4では、従前から、輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と協力し、適正な取引を確保することを努力義務としているところ、荷主の都合による集荷地点等における待機についても、トラックドライバーの過労運転につながるおそれがあることから、輸送の安全を阻害する行為の一例として加えることとする。

＜義務付け対象＞ 車両総重量8トン以上 又は 最大積載量5トン以上

中型トラック（8トン以上）



大型トラック（11トン以上）



＜義務付け対象外＞

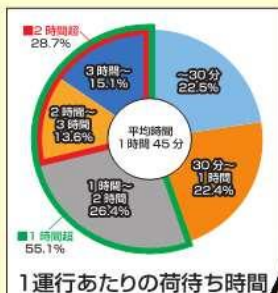
車両総重量8トン未満
又は
最大積載量5トン未満

小型トラック



平成 29 年 7 月 1 日から、 荷主都合 30 分以上の荷待ちは 「乗務記録」の記載対象です。

トラックドライバーの荷待ち時間削減と適正取引構築のために



出典：「トラック輸送状況の実態調査結果」
(国土交通省、平成 27 年調査)



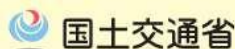
記載はカンタン。
荷主都合による荷待ち時間が30分を超えたら、
集貨地点等、集貨地点等への到着・出発日時、
荷積み・荷卸しの開始・終了日時などを書くだけです。

※デジタコなど他の方法で
記録している場合は記載
不要です。

トラックドライバーの長時間労働の要因の一つとなっている荷待ち時間。これを削減するためには、トラックドライバーの乗務実態を把握する必要があります。そこで、国土交通省では「貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令」を平成 29 年 5 月 31 日に公布、29 年 7 月 1 日に施行しました。この省令は、トラックドライバーが車両総重量 8t 以上または最大積載量 5t 以上のトラックに乗務した場合、荷主の都合により、30 分以上待機したときは「集貨地点等、集貨地点等への到着・出発日時、荷積み・荷卸しの開始・終了日時」などを乗務記録の記載対象として追加するものです。

国土交通省では、今回の一部改正により、荷待ち時間等の実態を把握することで、トラック運送事業者と荷主の協力による改善への取り組みを促進するとともに、国としても、トラック運送事業者やトラックドライバーに対して過度な要求をし、長い荷待ち時間や長時間労働を生じさせている荷主に勧告等を行うにあたっての判断材料とします。

ムダな荷待ち時間を減らし、トラックドライバーの労働環境を改善するためにも、荷主都合による荷待ち時間が 30 分以上あった場合は必ず「乗務記録」に記載し、最低 1 年間は保存してください。



全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

荷待ち時間等の記録義務付け (貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正)にともなう 乗務記録付票【記載例】

集貨・荷卸しのパターン例 (サンプル)

① 集貨地点等に到着 (乗務記録記載)

- ②-1 荷待ち待機 (20 分: 荷主都合)
- ③-1 附帯業務 (20 分: 本来業務)
- ②-2 再荷待ち待機 (20 分: 荷主都合)
- ③-2 附帯業務 (30 分: 荷主都合)
- ④ 荷積み (60 分: 本来業務)

⑤ 集貨地点等を出発 (乗務記録記載)

※ 上記の場合、(②-1)+(②-2)=待機時間 40 分
「乗務記録記載要件【荷主都合による(荷待ち待機時間 30 分以上)】に合致」

記載は
こんなにカンタン。
集貨地点等と時刻を書き込むだけ!
記入見本のように、集貨地点等への到着時刻、荷待ち待機の開始・終了時刻、附帯業務の開始・終了時刻、荷積み・荷卸しの開始・終了時刻などの必要事項を記入してください。記録用紙は、必要な項目が記載されているほか、各事業者で作成した様式で構いません。

記入見本

荷待ち時間記録(例)

(平成 29 年 7 月 12 日)

※ 車両総重量 8t 以上又は最大積載量 5t 以上の車両が対象

車両番号: ()
集貨地点等 (荷積み 地 / 荷卸し地 / 附帯業務実施地): (☐ 食品 ☐ 物流センター)

荷主指定の到着時刻 (有る場合)		集貨地点等への到着時刻																				
9 時 00 分		8 時 00 分																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>荷待ち待機 開始・終了時刻</th> <th>荷主都合による荷待ち待機の合計時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>②-1 9:00 ~ 9:20</td> <td rowspan="2">時間 40 分</td> </tr> <tr> <td>②-2 9:40 ~ 10:00</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>附帯業務 開始・終了時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③-1 9:20 ~ 9:40</td> </tr> <tr> <td>③-2 10:00 ~ 10:30</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>荷積み / 荷卸し 開始・終了時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>④ 10:30 ~ 11:30</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>集貨地点等からの出発時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤ 11 時 30 分</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>			荷待ち待機 開始・終了時刻	荷主都合による荷待ち待機の合計時間	②-1 9:00 ~ 9:20	時間 40 分	②-2 9:40 ~ 10:00	<table border="1"> <thead> <tr> <th>附帯業務 開始・終了時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③-1 9:20 ~ 9:40</td> </tr> <tr> <td>③-2 10:00 ~ 10:30</td> </tr> </tbody> </table>		附帯業務 開始・終了時刻	③-1 9:20 ~ 9:40	③-2 10:00 ~ 10:30	<table border="1"> <thead> <tr> <th>荷積み / 荷卸し 開始・終了時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>④ 10:30 ~ 11:30</td> </tr> </tbody> </table>			荷積み / 荷卸し 開始・終了時刻	④ 10:30 ~ 11:30	<table border="1"> <thead> <tr> <th>集貨地点等からの出発時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤ 11 時 30 分</td> </tr> </tbody> </table>			集貨地点等からの出発時刻	⑤ 11 時 30 分
荷待ち待機 開始・終了時刻	荷主都合による荷待ち待機の合計時間																					
②-1 9:00 ~ 9:20	時間 40 分																					
②-2 9:40 ~ 10:00																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>附帯業務 開始・終了時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③-1 9:20 ~ 9:40</td> </tr> <tr> <td>③-2 10:00 ~ 10:30</td> </tr> </tbody> </table>		附帯業務 開始・終了時刻	③-1 9:20 ~ 9:40	③-2 10:00 ~ 10:30																		
附帯業務 開始・終了時刻																						
③-1 9:20 ~ 9:40																						
③-2 10:00 ~ 10:30																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>荷積み / 荷卸し 開始・終了時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>④ 10:30 ~ 11:30</td> </tr> </tbody> </table>			荷積み / 荷卸し 開始・終了時刻	④ 10:30 ~ 11:30																		
荷積み / 荷卸し 開始・終了時刻																						
④ 10:30 ~ 11:30																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>集貨地点等からの出発時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤ 11 時 30 分</td> </tr> </tbody> </table>			集貨地点等からの出発時刻	⑤ 11 時 30 分																		
集貨地点等からの出発時刻																						
⑤ 11 時 30 分																						

注

- 集貨地点等に到着した時刻(荷主から指定された場合は当該時刻)から出発した時刻までに、荷主の都合により待機した時間の合計が 30 分未満の場合は記録不要です。
- また、必要事項をデジタコなど他の方法で記録している場合は記載不要です。
- 現在使用中の「乗務記録」に記載する方法もあります。

※この事例・様式は、見本として示したものです。

●労働時間のルール「改善基準告示」

拘束時間 (始業から終業までの時間)	・1日 原則13時間以内 最大16時間以内(15時間超えは1週間2回以内) ・1か月 293時間以内 ※荷待ち時間や荷役作業の時間も拘束時間に含まれる
休息期間 (勤務と次の勤務の間の自由な時間)	・継続8時間以上
運転時間	・2日平均で、1日あたり9時間以内 ・2週間平均で、1週間あたり44時間以内
連続運転時間	・4時間を超えないこと (30分以上の休憩等の確保(1回10分以上で分割可))

自動車運送事業の運転者は、全職業平均と比較して労働時間が約1～2割長く、長時間労働の是正や過労の防止は重要な課題となっている。

このため、昨年8月28日に「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」において取りまとめられた「直ちにに取り組む施策」においても、行政処分の強化を行う方針が示されたことを踏まえ、今般、過労防止関連違反等に係る行政処分の処分量定の引上げを行うなど、行政処分等の基準について所要の改正を行った。
(平成30年3月30日改正)

○過労防止関連違反に係る行政処分の処分量定に引き上げ（トラック、バス、タクシー） 平成30年7月1日施行

《現 行》 初違反

▷ 乗務時間等告示遵守違反

(安全規則第3条)(運輸規則第21条)

- ・未遵守5件以下 警 告
- ・未遵守6件以上15件以下 10日車
- ・未遵守16件以上 20日車
- ・未遵守31件以上3名以上等 30日事業停止

▷ 健康状態の把握義務違反

(安全規則第3条)(運輸規則第21条)

- ・把握不適切50%未満 警 告
- ・把握不適切50%以上 10日車

▷ 社会保険等未加入

(事業法第25条)(運送法第30条)

- ・一部未加入 10日車
- ・全部未加入 20日車

《改 正》 初違反

▷ 乗務時間等告示遵守違反

月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、左記の《現行》に加え、別に件数を計上し、以下のとおり処分日車数を加算

- ・未遵守1件 10日車
- ・未遵守2件以上 20日車

- ・月の拘束時間(トラック)
➢ 293時間以内(労使協定320時間)
- ・休日労働
➢ 2週間に1回まで

▷ 疾病、疲労等のおそれのある乗務

- ・健康診断未受診者 1名 警 告
- ・健康診断未受診者 2名 20日車
- ・健康診断未受診者 3名以上 40日車

▷ 社会保険等未加入

- ・未加入 1名 警 告
- ・未加入 2名 20日車
- ・未加入 3名以上 40日車

- ・健康保険
- ・厚生年金保険
- ・労働者災害補償保険
- ・雇用保険

その他処分 量定の改正

- ・記録の改ざん・不実記載のような労働時間を管理する点で問題がある事項及び虚偽届出については処分を強化する。
- ・帳票類の「全て保存なし」については、「全て記録なし」と同じ処分量定に統一する。等

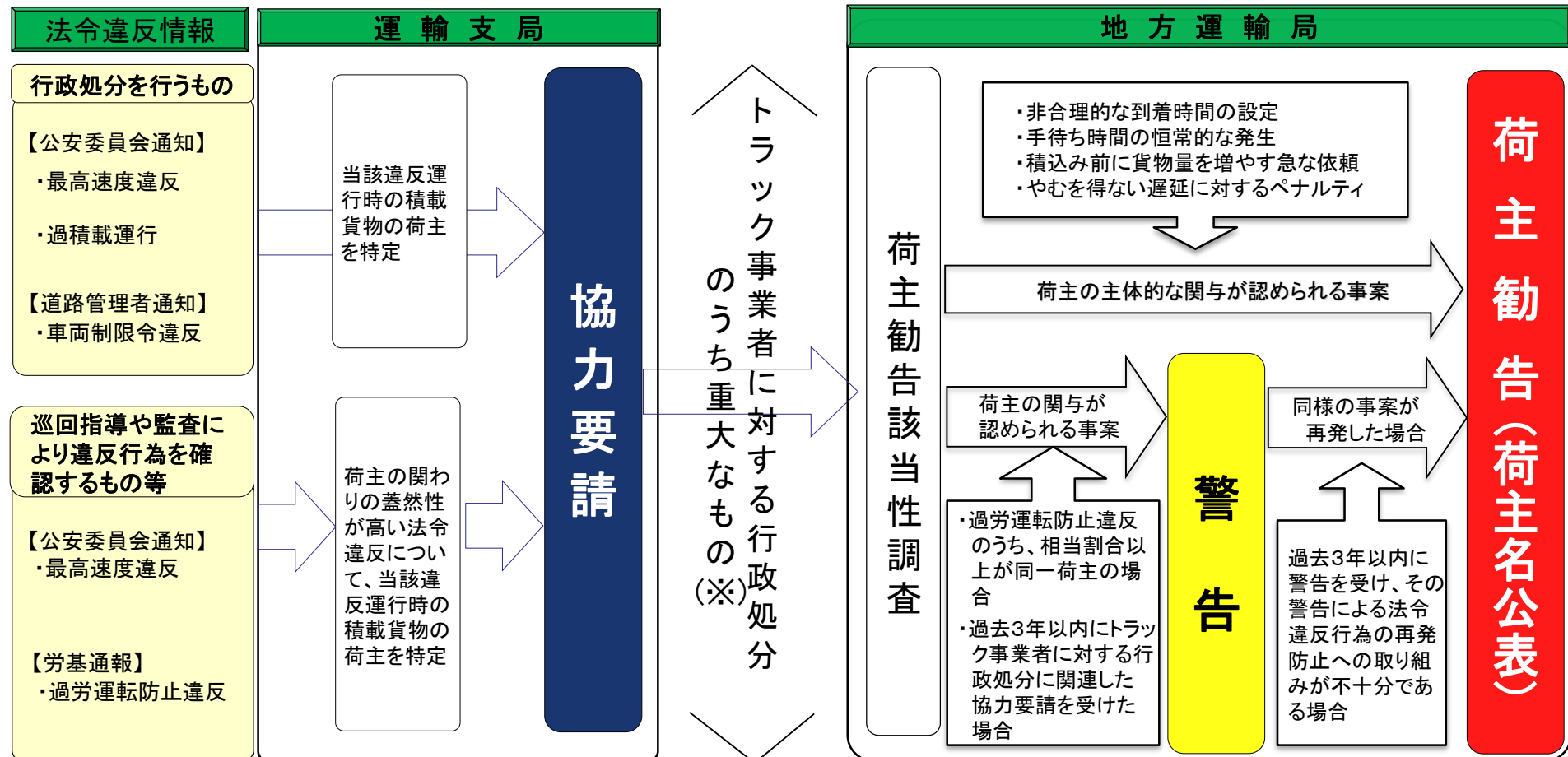
荷主勧告制度の運用の改善

〈現行の問題点〉

- 荷主勧告や警告の判断基準が不明確であり、荷主の関与の有無についての判断が困難。(荷主勧告は、これまで発動実績がない。)
- 行政処分が前提となっており時間を要していたため、荷主へ早期に働きかけることができない。

〈新たな措置:通達を改正〉

- 荷主勧告の発動基準及び荷主関与の判断基準をより明確化。
- 荷主関与の蓋然性が高い法令違反情報に対して、迅速に荷主を特定し改善の協力を要請する仕組みを創設。



(※) 行政処分のうち重大なものとは、事業停止処分事案、過労運転防止違反の件数が多い事案、死亡事故等の社会的影響が大きい事案とする。

荷主勧告に該当すると想定される事案

端 緒

労働基準
監督署から
の通知

死亡事故等
社会的影響
の大きい事案

公安委員
会からの
通知

道路管
理者から
の通知

トラック事業者に対する監査

荷主勧告該当性調査

<荷待ち時間の恒常的な発生>

(例) トラック事業者が過労運転防止に違反しており、違反の原因を調査したところ、荷主の荷捌き場において荷待ち時間が恒常的に発生しており、かつ、トラック事業者から荷主に対し改善を申し込んだにも関わらず改善されていない場合

<非合理的到着時刻の設定>

(例) トラック事業者が死亡事故等を起こし最高速度違反が認められた場合であって、違反の原因を調査したところ、荷主から適切な運行では間に合わない到着時刻を指定されていたことが判明した場合
(高速道路を使用しないと間に合わないが、高速道路料金の支払いがないため一般道路を走行せざるを得ず、最高速度違反になった等)

<やむを得ない遅延に対するペナルティ>

(例) トラック事業者が過労運転防止に違反しており、違反の原因を調査した結果、理由の如何に関わらず遅延したことをもって商品買取等のペナルティが課されていたことから、着時刻に間に合わすために連続運転時間等の基準を遵守できなかった場合

<積み込み直前に貨物量を増やす急な依頼>

(例) トラック事業者が過積載運行を行っており、違反の原因を調査したところ、積み込み直前に荷主から貨物量を2倍以上増やすよう急に指示され、過積載とは認識しつつ荷主から取引解消を示唆されたため断り切れなかった場合

<同様の事案が再発した場合>

(例) トラック事業者の違反の原因を調査した結果、違反に関わりがある荷主が過去3年以内に当該違反と同じ違反に関して警告を受けており、かつ、当該警告による法令違反行為の再発防止への取り組みが不十分である場合

荷主勧告

荷主名
公表

○取引環境の改善及び長時間労働の抑制に取り組むため、厚生労働省、国土交通省、学識経験者、荷主、事業者等により構成される「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を中央及び全都道府県に設置。

○平成28年度及び平成29年度は長時間労働削減等に向けたパイロット事業を行ったところ。

○「トラック運送業の生産性向上協議会」と合同開催。

「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」委員

【学識経験者】

野尻 俊明 流通経済大学学長（座長）
 齊藤 実 神奈川大学経済学部教授
 高岡 美佳 立教大学経営学部教授

【労働組合】

平川 則男 日本労働組合総連合会 総合政策局長
 村上 陽子 日本労働組合総連合会 総合労働局長
 難波 淳介 全日本運輸産業労働組合連合会 中央執行委員長
 山口 浩一 全国交通運輸労働組合総連合 中央執行委員長

【行政】

多田 明弘 内閣府政策統括官（経済財政運営担当）
 坂口 卓 厚生労働省労働基準局長
 伊奈 友子 経済産業省商務・サービスグループ
 消費・流通政策課消費経済企画室長
 林 揚哲 中小企業庁事業環境部取引課長
 宮浦 浩司 農林水産省食料産業局食品流通課長
 奥田 哲也 国土交通省自動車局長
 多田 浩人 国土交通省総合政策局官房参事官（物流産業）

【荷主】

上田 正尚 （一社）日本経済団体連合会 産業政策本部長
 輪島 忍 （一社）日本経済団体連合会 労働法制本部長
 五十嵐克也 日本商工会議所 地域振興部長
 小林 治彦 日本商工会議所 産業政策第二部長
 佐久間一浩 全国中小企業団体中央会 事務局次長
 橋爪 茂久 （公社）日本ロジスティクスシステム協会 専務理事
 黒川 毅 日本機械輸出組合 国際貿易円滑化委員会委員長
 一柳 尚成 トヨタ自動車（株） 物流管理部長
 檜山 充 三菱商事（株） ロジスティクス総括部長

【トラック運送業】

辻 卓史 （公社）全日本トラック協会 副会長
 浅井 隆 （公社）全日本トラック協会 副会長
 馬渡 雅敏 （公社）全日本トラック協会 副会長
 三苦 和彦 日本通運（株） 業務部長

※多田明弘内閣府政策統括官はトラック運送業の生産性向上協議会の委員のみ

- 47都道府県において対象集団が決定。
○荷種の内訳は、食料品11件、農産物7件、紙・パルプ4件、建設資材3件、機械製品3件、飲料2件、鮮魚2件、繊維製品2件、工業製品2、その他11件となっており、全国で様々な荷種を扱う。

	発荷主	運送事業者	着荷主	荷種
北海道	○	○	○	鮮魚
青森	○	○	○	農産物
岩手	○	○	－	木工製品
宮城	○	○	－	計器
秋田	○	○	－	パルプ・紙
山形	○	○	○	農産物
福島	○	○	○	農産物
茨城	○	○	－	コンクリート製品
栃木	○	○	－	食料品
群馬	○	○	－	農産物
埼玉	○	○	○	工業製品
千葉	○	○	－	食料品
東京	○	○	○	紙
神奈川	○	○	○	水道管
山梨	○	○	○	食料品
新潟	○	○	－	米菓
長野	○	○	－	食料品
富山	○	○	○	紙・パルプ
石川	○	○	－	建設資材
愛知	○	○	－	建設資材
静岡	○	○	○	フィルム・シート
	○	○	－	鮮魚
岐阜	○	○	○	食料品
三重	○	○	－	食料品

	発荷主	運送事業者	着荷主	荷種
福井	○	○	－	繊維製品
大阪	○	○	○	食料品
京都	○	○	○	鋼材
兵庫	○	○	－	機械製品
滋賀	○	○	○	日用品
奈良	○	○	○	機械製品
和歌山	○	○	○	建設資材
広島	○	○	○	機械部品
鳥取	○	○	○	乳製品
島根	○	○	○	フードサービス機器
岡山	○	○	－	飲料
山口	○	○	○	繊維製品
徳島	○	○	○	紙
香川	○	○	○	食料品
愛媛	○	○	○	農産物
高知	○	○	○	食料品
福岡	○	○	○	工業製品
佐賀	○	○	－	食料品
長崎	○	○	○	食料品
熊本	○	○	－	農産物
大分	○	○	－	卵
宮崎	○	○	○	農産物
鹿児島	○	○	－	鶏肉
沖縄	○	○	○	飲料・雑貨

○47都道府県において54対象集団が決定。
○荷種の内訳は、食料品16件、農産物8件、建設資材6件、機械製品4件、ゴム製品2件、化学品2件、その他15件であり、全国で様々な荷種を扱う。

都道府県	発荷主	運送事業者	着荷主	荷種
北海道	○	○	○	農産物
青森	○	○	○	農産物
岩手	○	○	○	食料品
宮城	○	○	○	食料品
秋田①	○	○	○	農産物
秋田②	○	○	—	紙・パルプ
山形	○	○	○	食料品
福島①	○	○	—	ゴム製品
福島②	○	○	○	食料品
茨城	○	○	—	浴槽等
栃木	○	○	○	農機具
群馬	○	○	○	自動車部品
埼玉	○	○	—	日用品
千葉	○	○	○	建設資材
東京①	○	○	○	食料品
東京②	○	○	○	建設資材
神奈川	○	○	○	化学品
山梨	○	○	○	食料品
新潟	○	○	○	農産物
長野	○	○	○	食料品
富山	○	○	—	化学品
石川①	○	○	○	オフィス製品
石川②	○	○	—	食料品
愛知①	○	○	○	建設資材
愛知②	○	○	○	食料品
静岡	○	○	○	ゴム製品
岐阜	○	○	○	窯業品
三重①	○	○	—	建設資材
三重②	○	○	—	食料品

都道府県	発荷主	運送事業者	着荷主	荷種
福井	○	○	—	金属製品
大阪	○	○	○	食料品
京都	○	○	○	印刷フィルム
兵庫	○	○	○	機械製品
滋賀	○	○	○	日用品
奈良	○	○	○	建設資材
和歌山①	○	○	○	機械製品
和歌山②	○	○	○	食料品
広島	○	○	○	食料品
鳥取	○	○	○	食料品、飼料
島根	○	○	○	集荷荷物
岡山	○	○	○	機械製品
山口	○	○	○	建設資材
徳島	○	○	○	農産物
香川	○	○	○	建設資材
愛媛	○	○	○	日用品
高知	○	○	—	農産品
福岡	○	○	—	家具
佐賀	○	○	—	機械製品
長崎	○	○	—	農産物
熊本	○	○	○	機械製品
大分	○	○	—	工業製品
宮崎	○	○	○	農産物
鹿児島	○	○	○	食料品
沖縄	○	○	○	食料品

- トラック運送事業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制に取り組むため、厚生労働省、国土交通省、学識経験者、荷主、トラック運送事業者等により構成される「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を設置。
- 荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化など長時間労働の抑制を図るためのパイロット事業について、平成28年度及び29年度の2か年度にわたって47都道府県で102事業を実施。
- パイロット事業で得られた長時間労働改善等の知見をガイドラインとして取りまとめ。
- 関係省庁と連携し、ガイドラインの横展開を図る。

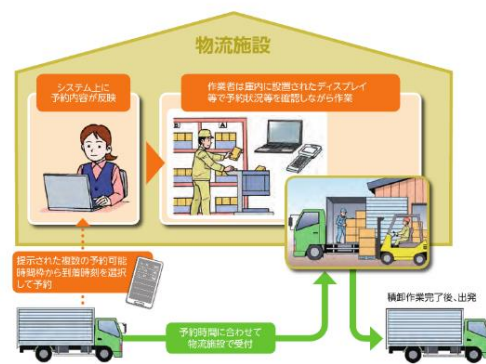
長時間労働改善等に向けた対応例

- 【対応例1】 予約受付システムの導入
- 【対応例2】 パレット等の活用
- 【対応例3】 荷主からの入出荷情報等の事前提供
- 【対応例4】 幹線輸送部分と集荷配送部分の分離
- 【対応例5】 集荷先や配送先の集約
- 【対応例6】 運転以外の作業部分の分離
- 【対応例7】 出荷に合わせた生産・荷造り等
- 【対応例8】 荷主側の施設面の改善
- 【対応例9】 十分なリードタイムの確保による安定した輸送の確保
- 【対応例10】 高速道路の利用
- 【対応例11】 混雑時を避けた配送
- 【対応例12】 発注量の平準化
- 【対応例13】 モーダルシフト

対応例1

予約受付システムの導入

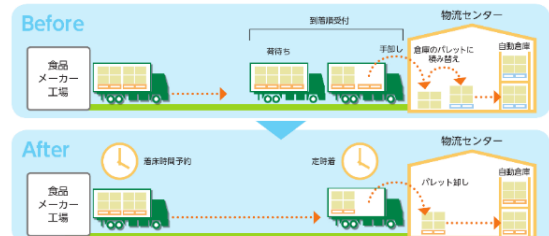
- 先に到着したトラックから順番に荷積み・荷卸しが行われる場合には、早い順番を取るために多くのトラックが集荷先・配送先に必要以上に早く到着する場合がありますが、荷出し・荷受けについては処理能力の制約があるため一定のペースでしか行えず、結果として、長時間の荷待ちが発生する可能性があります。
- こうしたケースでは、予約受付システム等を導入・活用して、バス毎での荷役予定時間をあらかじめ決めることにより、
 - ① トラック運送事業者による到着時間を見越した運行計画の策定
 - ② 荷主側による庫内作業の準備
 が可能になり、荷待ち時間を減らすことができます。
- 荷主にとっては、あらかじめ庫内作業の準備を進めることにより、荷受け作業を効率化することが可能になります。



【ガイドラインのイメージ(予約受付システム導入の例)】

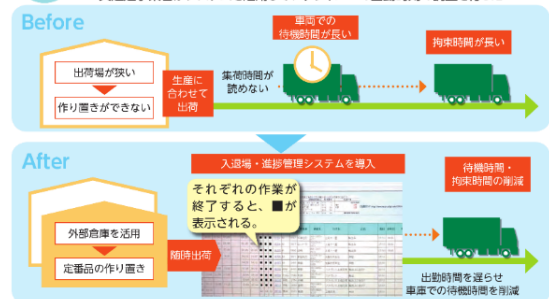
参考事例① 一貫パレチゼーションと受付予約システムで着荷主滞在時間を短縮 山梨県 事例第11号

- 成功のポイント
- 同一のパレットを共同利用するパレットプールシステムを採用した
 - 発・着荷主、トラック運送事業者の三者で話し合うことにより、方向性と課題を共有化できた



参考事例② 外部倉庫と情報システム活用による荷待ち時間の削減 福井県 事例第7号

- 成功のポイント
- 発荷主が外部倉庫活用を前提とした生産計画の組み換えを行った
 - 元請事業者が入退場・進捗管理システムを構築し、トラック運送事業者に公開した
 - 実運送事業者がシステムを活用して、ドライバーの出発時刻の調整を行った



受付～積み込み時の待機時間の短縮検討 秋田県

1. 実施者の概要

- 荷主企業：荷主A（製紙メーカー）
東京都に本社をおく大手製紙メーカー。関東・東北方面を中心に西日本向けの出荷も行っている。東北にも他に工場を持ち、輸送はJRコンテナ・内航海運なども活用。
- 運送事業者：運送事業者ア（元受）、運送事業者イ・ウ・エ・オ（4社とも下請）
宮城県に本社をおく荷主の子会社が元請となり、主たる実運送事業者として秋田県の4社が実運送を行う。4社とも荷主Aの製品の輸送については長い実績を持つ。
- 荷種
洋紙及びライナー紙

2. 事業概要

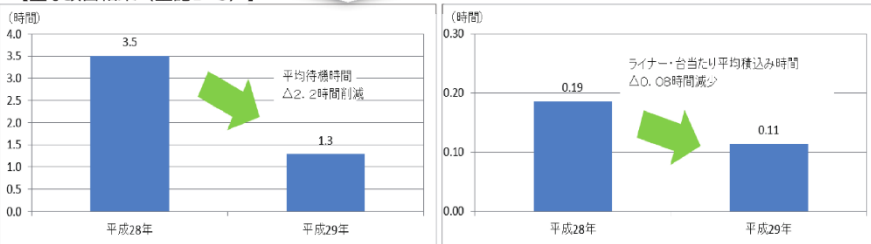
【現状】

荷主企業Aの工場における受付～指示書受け取りまでの待機時間に時間を要している。過去データ（平成27年10～11月）を分析すると、関東向けライナー便の平ボディ車両については6割以上が2時間以上の待機。

【主な改善事業】

- 1 仕向け先地域別の入庫時間設定により待機時間の削減。（平成29年6月1日～）
- 2 転がし積み用の積み込み場所を確保するため、積み込み場所に保管してある不良在庫の処分。（平成29年7月中旬実施）
- 3 平ボディの転がし積みの作業時間を短縮するため、別倉庫にシートがけ用安全帯の設置。（平成29年4月1日～）
- 4 一部の方面向けトレーラ積み込み作業を午後から午前中に切り替えて実施することで終了時間を早め、他車両に積み込みバースを早期に提供。（平成29年6月16日、21日の2回のみトライアルを実施）

【主な改善結果（上記1～3）】



・対象事業者：検討会参加4事業者を含む全事業者
・検証期間：7月祝日（海の日）明けから月末までの2週間、平成28年は対前年同期比
※土日、入門時間、指示書受け取り時間、出門時間等の欠損データは除外
※不良在庫処分終了ののち、検証を開始

・比較対象：関東向けライナー便の転がし積み

【改善事業】

3. 課題

- ① 出荷オーダー決定が当日夕方となっており、出荷作業が集中する。
- ② 積み込みの受付が先着順のため、午後の積み込みであっても午前中に受付・待機しているトラックドライバーも見受けられる。
- ③ 出荷作業の集中等により、積み込みバースが不足する時間帯がある。
- ④ 一部の方面向けトレーラは、消費地倉庫への搬入が多く、受入側の判断で出荷オーダーを早めに決定することができ、工場出荷閑散時間帯での作業が可能。

4. 事業内容

- ① 入門表より、受付時刻、出荷指示書受領時刻、ならびに出門時刻を入力し、各車両（車種別・事業者別）が場内に待機する時間を出荷先別に分析。
- ② 関係各社（荷主A、運送事業者アイウエオ）に対し、現在抱えている課題や、作業を行う上での制約等の聞き取りを実施。
- ③ 仕向け先地域別の入庫時間設定により待機時間の削減。
- ④ 転がし積み用の積み込み場所を確保するため、積み込み場所に保管してある不良在庫の処分。
- ⑤ 平ボディの転がし積みの作業時間を短縮するため、別倉庫にシートがけ用安全帯の設置。
- ⑥ 一部の方面向けトレーラ積み込み作業を午前中から実施することで終了時間を早め、他車両に積み込みバースを早期に提供。
- ⑦ 高速代に支払いルールの明確化。

5. 結果

- ① 各種事業実施により、積み込みバースを十分確保できたことから、関東向けライナー便の転がし積みについては、「待機時間△2.2時間減少」及び「ライナー・台当たりの平均積み込み時間△0.08時間（4.8分）減少」。
- ② 高速代の支払いルールの明確化についても、口頭レベルから書面化され、認識の不一致が解消。

6. 荷主企業のメリット

- ① 待機時間短縮に取り組む過程で、倉庫内作業の効率化も検討されたことから、積み込み時間の効率化にも結びついた。

7. 結果に結びついたポイント

- ① 荷主企業と運送事業者で現場の問題点を確認できたこと。
- ② 荷主企業の協力により、積込待機時間の短縮に取り組めたこと。

出荷場所施設改善と運転者の改善基準周知再徹底 富山県

1. 実施者の概要

- 荷主企業：発荷主G（製造業）
荷主G社は、全国に複数の工場を持つ紙・パルプ製造業者であり、中部地方に立地する工場が今回の検討会の対象となっている
- 運送事業者：運送事業者G-a、G-b
元請G-a社はG社の物流子会社で当工場出荷配車業務及び実運送も行っている。運送事業者G-b社は、長距離輸送と地場の輸送を両方とも行うが、長距離輸送は全てG社からの出荷貨物となっている。
- 荷種
紙製品及び原料

2. 事業概要

【改善の方向と効果検証項目】

- ①横持との連携による積み込み場所の集約の可能性検討
- ②接車バースと荷役ホームの改修による積込作業現改比較
- ③平ボディー車シート掛け作業時間の改善の検討
- ④ドライバーの時間管理の指導再徹底
- ⑤確保できる車両を基礎として輸送量を調整する手法の業界内への展開

荷役ホーム（左側に増設）



荷役ホーム拡張部分（工事中）



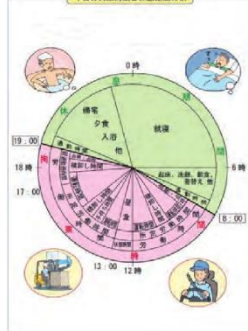
接車バース



シート掛け作業場



1日の搬送回数と休憩時間の概



自動車輸送統計による業界別月別輸送量（紙・パルプを含む軽工業品について）

年度	紙・パルプ	繊維工業品	製造食品	食料工業品	日用品	ゴム製品・木製品その他の製造工業品	軽工業品計	紙・パルプの合計の月別平均に対する割合	軽工業品の合計の月別平均に対する割合
4月	12,204	884	20,987	14,231	17,792	3,029	69,126	1.24	0.97
5月	6,940	1,980	28,336	15,384	20,873	6,277	79,790	0.70	1.12
6月	9,349	1,131	8,118	20,130	16,802	2,955	58,485	0.95	0.82
7月	8,742	814	12,187	16,220	21,362	1,900	61,226	0.89	0.86
8月	8,237	1,350	13,213	19,320	15,389	2,991	60,501	0.84	0.85
9月	8,706	998	20,925	21,845	20,668	2,138	75,281	0.88	1.06
10月	10,978	2,055	16,368	16,842	26,016	3,269	75,527	1.11	1.06
11月	9,195	2,770	17,041	20,894	18,978	5,422	74,300	0.93	1.05
12月	7,625	1,552	18,563	20,119	18,877	3,721	70,457	0.77	0.99
1月	17,111	1,040	12,843	28,771	21,781	2,095	83,641	1.74	1.18
2月	7,929	1,746	15,725	19,399	21,546	3,676	70,021	0.80	0.99
3月	11,259	849	15,964	22,262	19,839	3,089	73,263	1.14	1.03
月平均	9,856	1,431	16,689	19,618	19,994	3,380	70,968	1.00	1.00
年度計	118,275	17,169	200,271	235,417	239,923	40,563	851,618		

※食料工業品、日用品の自動車による輸送量は自動車輸送統計月報から抽出して作成

3. 課題

- ① 今回、本パイロット事業の対象とした輸送は、製紙業G社の関東地域に所在する販社ストックポイント向け製品輸送であり、とくに発地・着地双方での荷積み・荷下ろしでの長時間の待機等の重篤な問題はなかった。
- ② G社製品輸送での配車組みについては、一般的な手法とは異なり特徴的な手法が取られている。一般的には、出荷オーダーに対して必要な車両を確保して輸送するが、G社では、確保できる車両台数にあわせて出荷量（＝輸送量）を調整している。その結果としてドライバーの運転時間の削減に非常に大きく寄与していると言える。

4. 事業内容

【改善の方向と効果検証項目】

- ①横持との連携による積み込み場所の集約の可能性検討
- ②接車バースと荷役ホームの改修による積込作業現改比較
- ③平ボディー車シート掛け作業時間の改善の検討
- ④ドライバーの時間管理の指導再徹底
- ⑤確保できる車両を基礎として輸送量を調整する手法の業界内への展開

5. 結果

【改善の方向と効果検証項目】

- ①横持との連携による積み込み場所の集約の可能性検討
→即実施は困難、今後継続検討
- ②接車バースと荷役ホームの改修による積込作業現改比較
→2箇所ともに改修完了、荷役作業時間の削減を実現
- ③平ボディー車シート掛け作業時間の改善の検討
→施設増設見積り試算の結果、投資額が大きいため費用対効果の再検証を行い、継続検討とする
- ④ドライバーの時間管理の指導再徹底
→実運送事業者運行管理者による周知徹底を図り、改善された
- ⑤確保できる車両を基礎として輸送量を調整する手法の業界内への展開
→G社が実施している製品輸送の配車手法は、国内貨物輸送の繁閑波動を平準化させることに寄与する可能性が大きいため、荷主業界への伝搬を目論んでゆく。

6. 荷主企業及び実運送事業者のメリット

- ① 荷主にとっては、改善事項の実施により安定的・高品質な輸送力確保が実現でき、顧客への高いサービスレベルを維持することができる。
- ② 実運送事業者は、G社の製品輸送手配に対する取り組みにより、繁閑波動の少ない車両運行の実現によりドライバーの勤務条件も安定化し雇用の確保にも寄与できる。

7. 結果に結びついたポイント

- ① G社の事業運営方針では、顧客へのサービスレベル維持・高度化は、一環として製品輸送に係る物流サービスの安定供給が重要という認識に立脚していることが挙げられる。
- ② 輸送サービスの供給側としても、G社のように良質で安定した輸送力確保に腐心している荷主との取引を増やすことで、自身の安定した事業運営に寄与している。

荷待ち時間のサンプル調査について(速報値)

○ 荷待ち時間のサンプル調査について

荷待ち時間の削減に向けた取組に活用することを目的として、平成29年7月から義務付けた荷待ち時間等の記録を基にサンプル調査・分析を実施(荷待ち時間の記録義務付けの対象となっている、荷主の都合で30分以上の荷待ちが発生したものが対象※)。

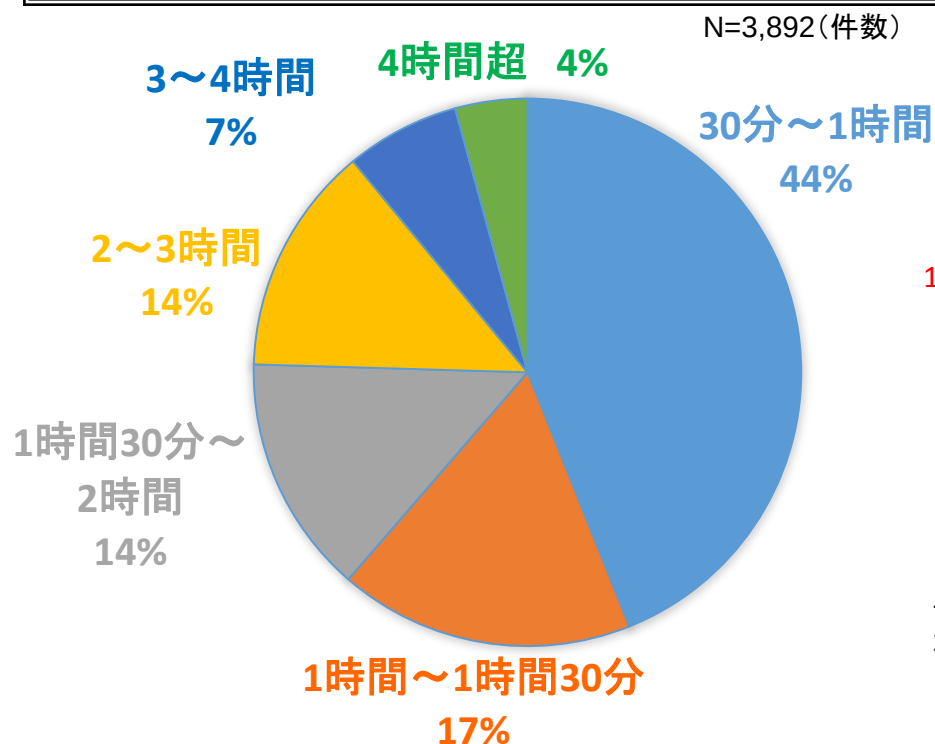
○ 調査方法について

- ・ 調査対象の規模は、全日本トラック協会を通して約5,000者へ調査票を配布
- ・ 平成29年7月第1週～第2週の運行について、トラック運送事業者から報告

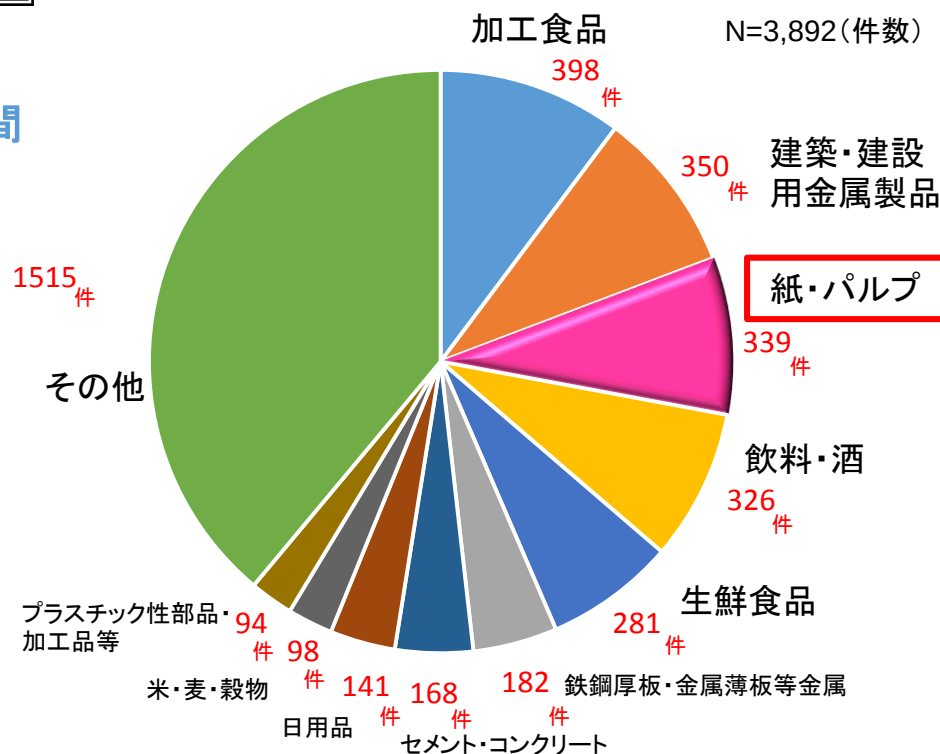
○ 調査結果について

- ・ 約300者より、3,892件の回答(上記※)に該当するもの)
- ・ また、これらの結果を元に生産性向上セミナーなどの説明会の場を通じて荷主に働きかけを行う

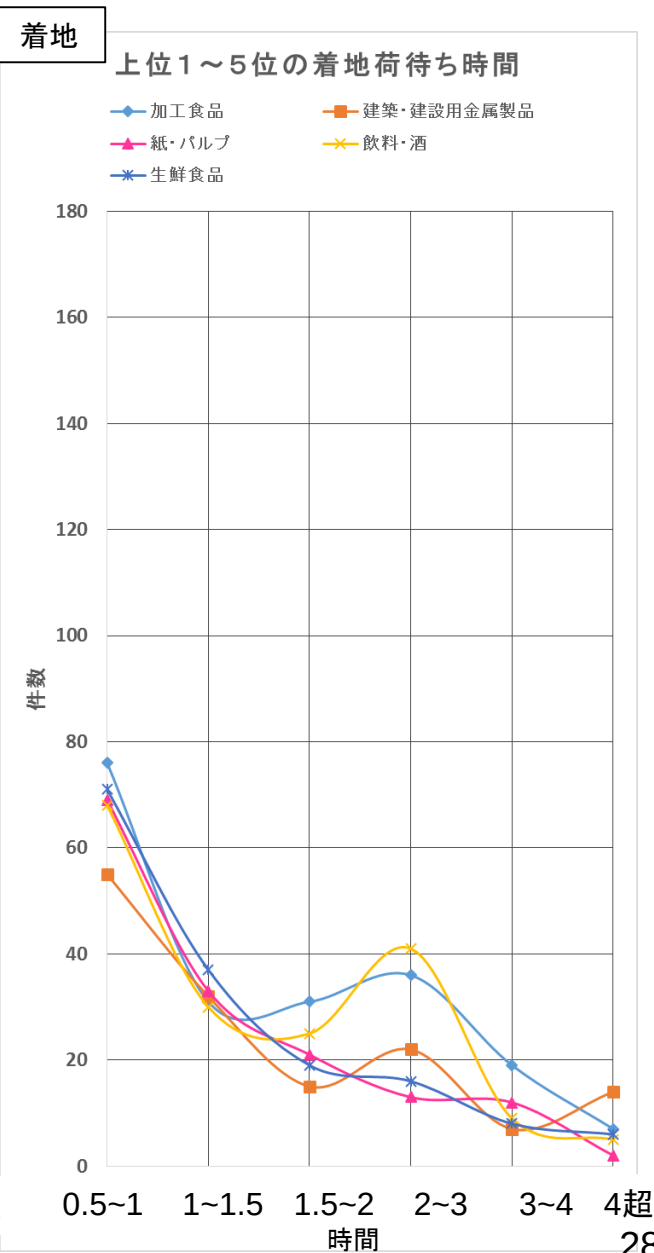
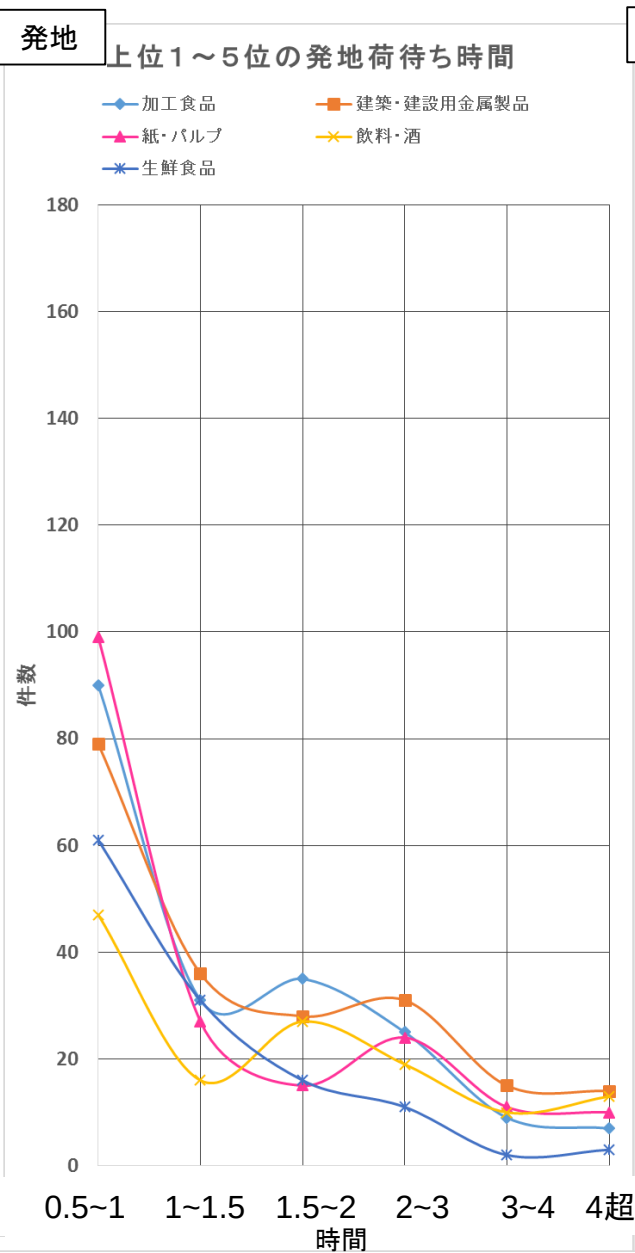
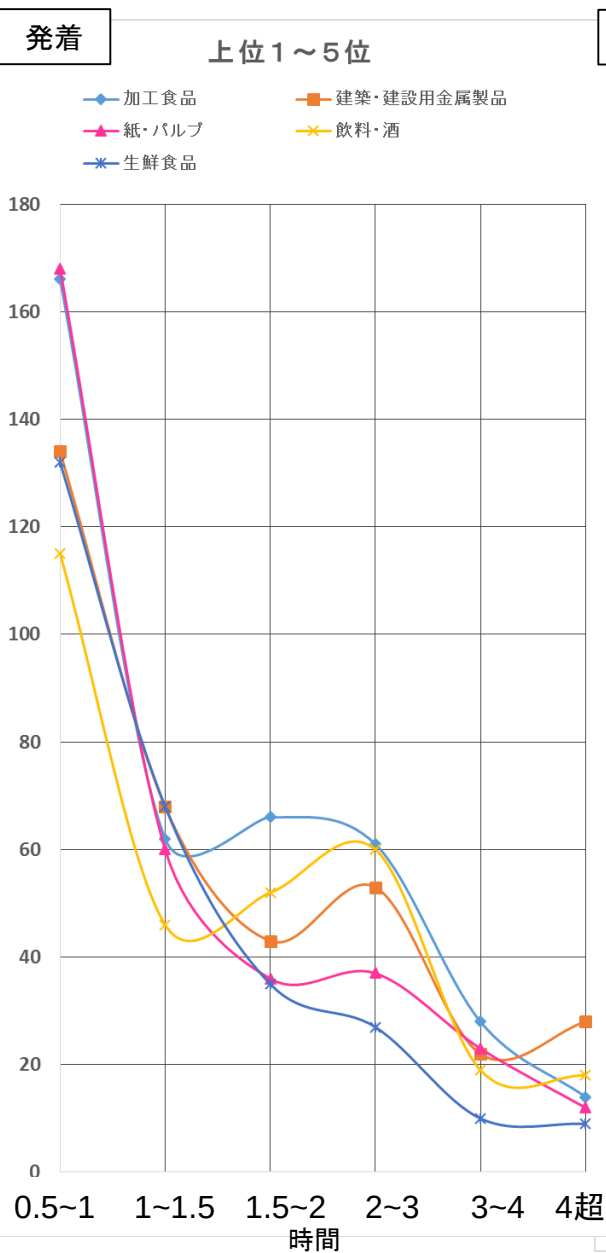
今回のサンプル調査における1カ所あたりの荷待ち時間の分布



今回のサンプル調査における輸送品目別件数



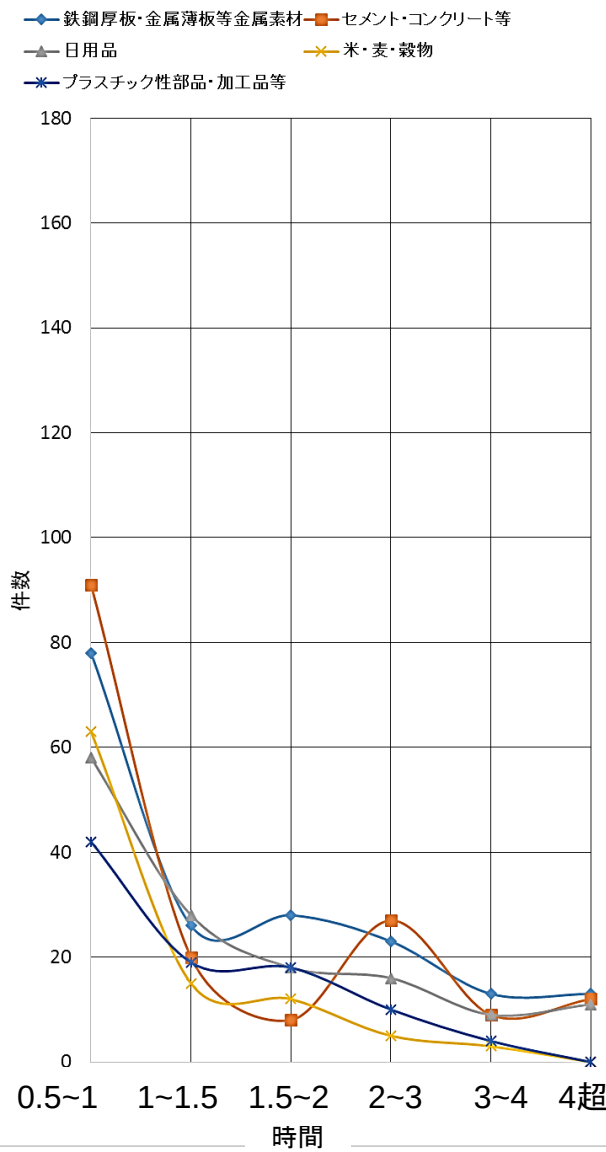
荷待ち時間サンプル調査集計結果(速報版)



荷待ち時間サンプル調査集計結果(速報版)

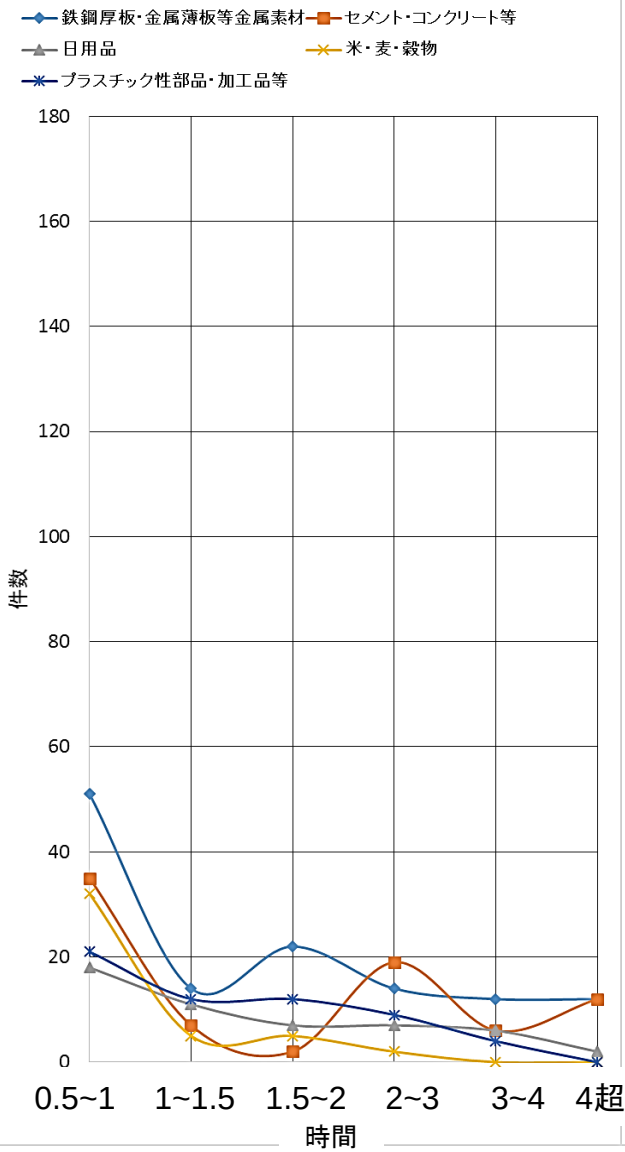
発着

上位6～10位



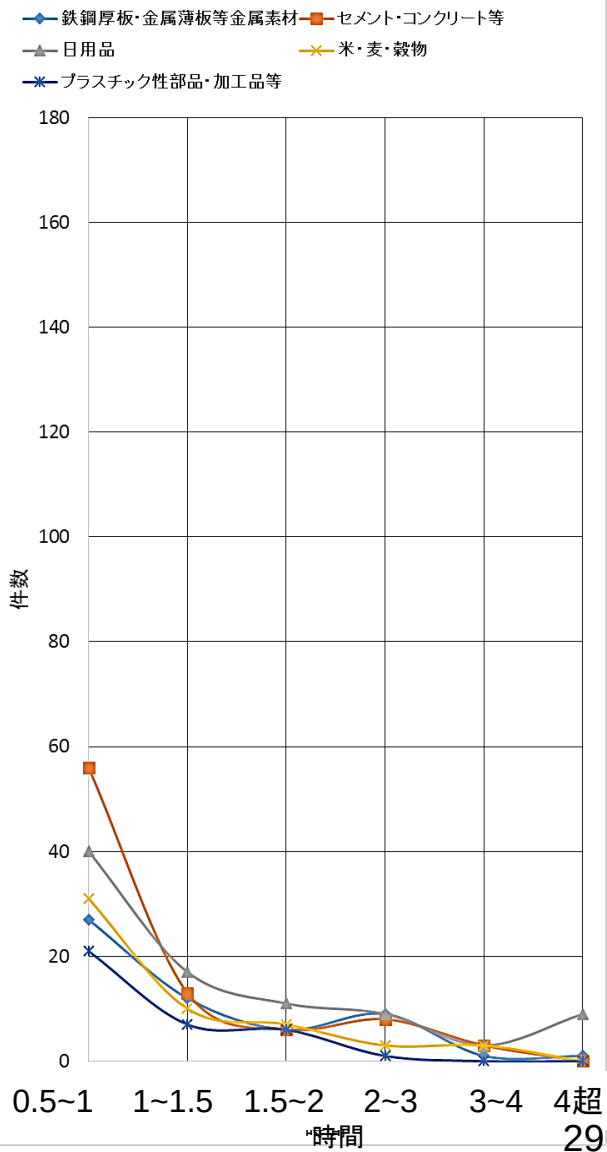
発地

上位6～10位の発地荷待ち時間



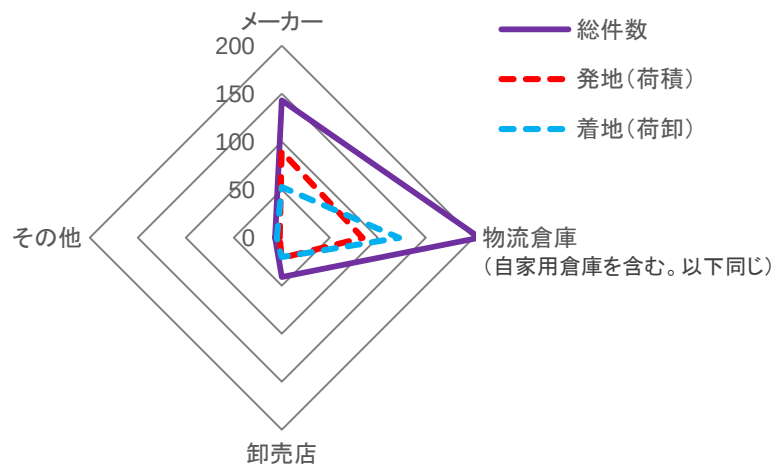
着地

上位6～10位の着地荷待ち時間

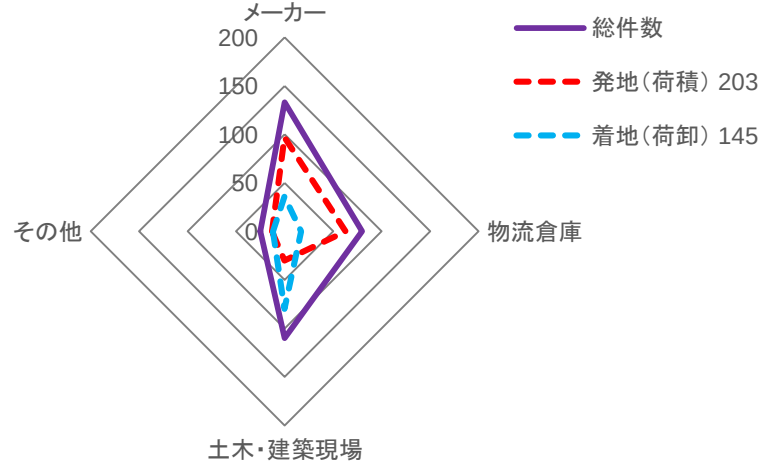


荷待ち時間サンプル調査集計結果(速報版)

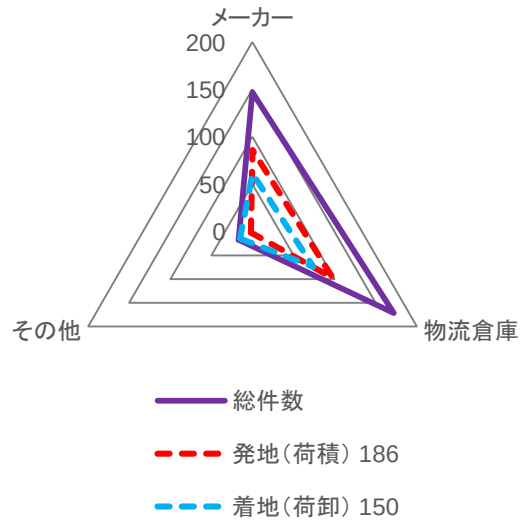
加工食品



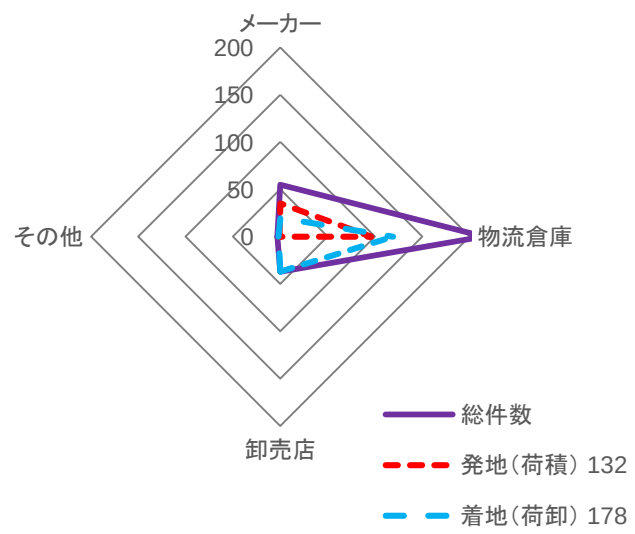
建築・建設用金属製品



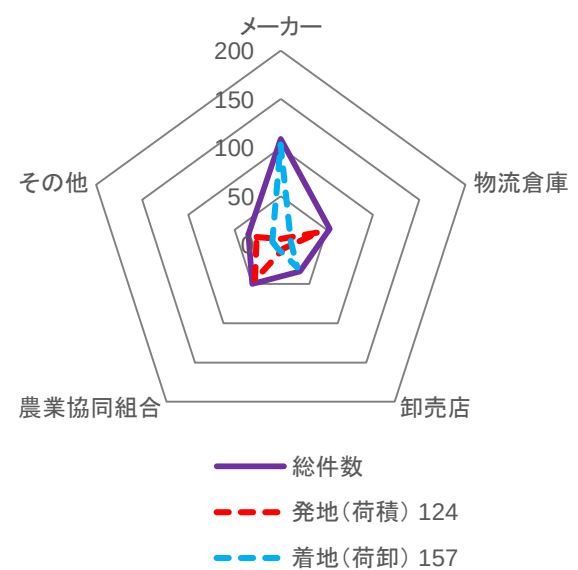
紙・パルプ



飲料・酒



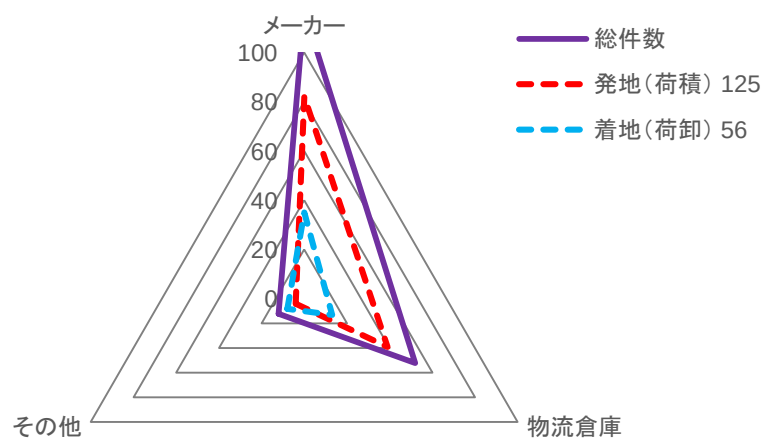
生鮮食品



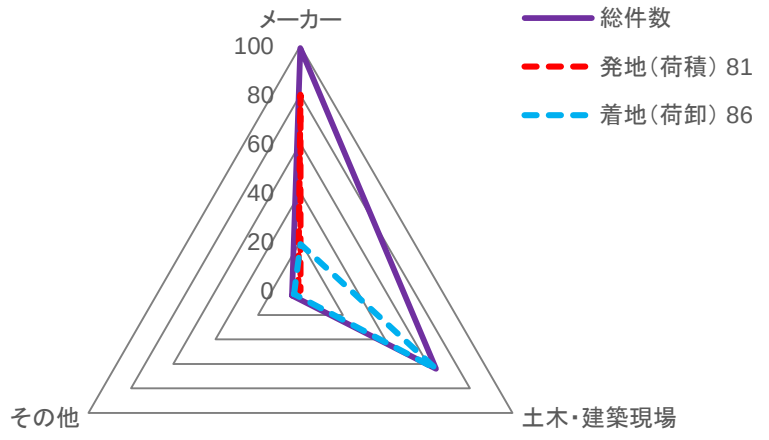
荷待ち時間サンプル調査集計結果(速報版)

※5ページのグラフ
とはスケールが異
なっています

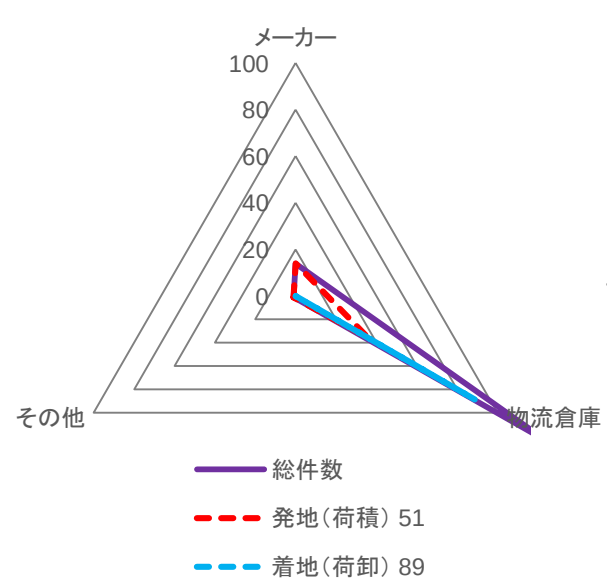
鉄鋼厚板・金属薄板等金属素材



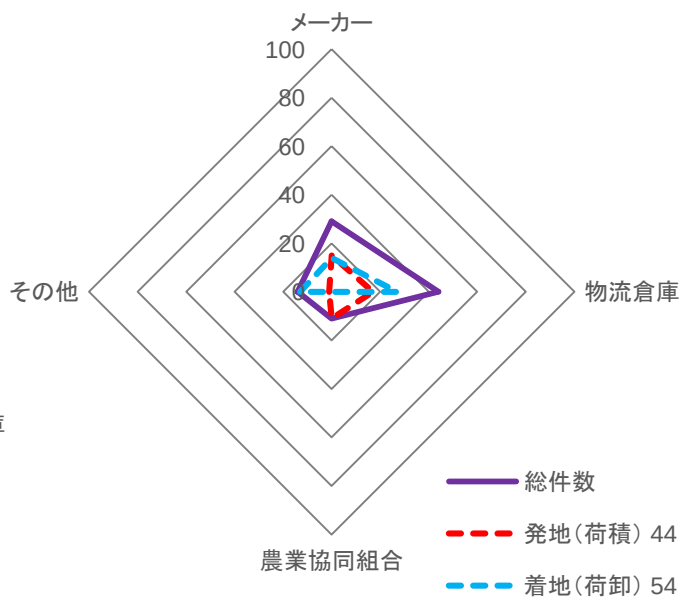
セメント・コンクリート



日用品



米・麦・穀物



プラスチック性部品・加工品等

